

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	農業委員会事務局		
許 認 可 等 名	農地中間管理機構の届出の受理		
根 拠 法 令	農地法施行規則		
根 拠 条 項	第14条第1項		
連 絡 先	(電話 088-621-5393)		
審 査 基 準	基 準	<p>農地中間管理機構は、農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業の実施により権利を取得する場合、及び農地中間管理事業の実施により農地中間管理権又は経営受託権を取得する場合は、届出書を農業委員会に提出しなければならない。</p> <p>(農地中間管理機構の届出)</p> <p>第十二条 法第三条第一項第十三号の届出をしようとする農地中間管理機構は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 法第三条第一項第十四号の二の届出をしようとする農地中間管理機構は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。</p> <p>第十三条 前条第一項又は第二項の規定により届出書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類にあつては、権利を取得する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項又は第九条第一項の承認を受けた後初めて当該農業委員会に前条第一項の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。</p> <p>一 土地の登記事項証明書</p>	
	参 考 事 項		
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 5年 4月 1日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日	
	(設定しないものについてはその理由)	設定しない (事例が少ないため)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)	

<p>審査基準</p>	<p>基準</p>	<p>二 農業経営基盤強化促進法第八条第一項又は第九条第一項の都道府県知事の承認を受けた同法第八条第一項に規定する事業規程の写し</p> <p>三 前項ただし書の規定により連署しないで届出書を提出する場合にあつては、第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面</p> <p>四 その他参考となるべき書類</p> <p>3 前条第二項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類にあつては、権利を取得する農地中間管理機構が、農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第一項の認可を受けた後初めて当該農業委員会に前条第二項の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。</p> <p>一 土地の登記事項証明書</p> <p>二 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第一項の認可を受けた同項に規定する農地中間管理事業規程の写し</p> <p>三 第一項ただし書の規定により連署しないで届出書を提出する場合にあつては、第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面</p> <p>四 その他参考となるべき書類</p>
-------------	-----------	--